

令和4年第8回伊賀市教育委員会 議事日程

令和4年7月26日 13:30～
伊賀市役所 2階 会議室201

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和4年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第36号 伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則の制定について

日程第4 議案第37号 伊賀市新図書館基本計画の一部改定について

日程第5 報告説明事項

① 伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について

② 中部歴まち認定都市参加の「歴まちフォトコンテスト2022」について

③ その他

議案第 36 号

伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則の制定について

伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 7 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 制定理由

「伊賀市文化財保存活用地域計画」を作成するにあたり、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るため、専門的な知見や実績等を有する地域の文化財の保存会や NPO 等の民間団体を支援団体として指定し、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくため、指定する団体について必要な事項を定めた規則を制定しようとする。

2 制定内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

3 施行期日 2022（令和 4）年 7 月 26 日

議案第 37 号

伊賀市新図書館基本計画の一部改定について

伊賀市新図書館基本計画(平成 26 年 3 月策定)を一部改定することについて、下記のとおり承認を求める。

令和 4 年 7 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 改定理由

新図書館の旧上野市庁舎への移転整備方針が決定したことや、策定時からの状況の変化に伴い付加事項を記載する。

2 改正内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

令和4年第8回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2022年(令和4年)7月26日(火曜日) 13時30分
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室201
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、滝川事務局長、東社会教育推進監(生涯学習課長兼中央公民館長)、川北教育総務課長、中釜学校施設室長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元氣所長(兼大山田給食センター所長)
4. 傍聴人 : 3人
5. 協議事項 : (議案第36号)伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則の制定について
(議案第37号)伊賀市新図書館基本計画の一部改定について
6. 報告説明事項 : ① 伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について
② 中部歴まち認定都市参加の「歴まちフォトコンテスト2022」について
③ その他

閉会 : 14時10分 署名委員 谷本委員

教育長 昨日は学校施設訪問でした。お忙しい中、教育委員の皆様方にご参加いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和4年第8回伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 谷本委員

教育長 日程第2 令和4年第7回伊賀市教育委員会議事録の確認についてでありますが、事前送付いたしました議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付の内容のとおりにすることといたします。

教育長 それでは、協議事項に入ります。

日程第3 議案第36号 伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則の制定についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 文化財の修理や保存に関わる業務には、この指定を受けていないとつけないのですか。

文化財課長 そうではなく、計画を策定する中で、指定をすることでより密接に連携

することができると考えています。これまで関わってきた方々とは、これまでどおりできますが、このようにきっちりと位置付けることで、業務報告なども含め意思の疎通をはかりやすくなることに繋がるかと思います。

委員 定款などきっちりと定めた団体等が文化財に関わり、監督もしていくというようなことですね。

教育長 指定されたときの団体にとってのメリットは何ですか。

文化財課長 市としてはメリットがあります。現在は、改正保護法の中で、こういう支援団体を定めることができるという文言が 192 号で盛り込まれたところですが、実際には、全国的に見ると地域計画を作っている自治体は 80 団体あるかないかぐらいで、今のところ和歌山県の湯浅町でそのような団体を指定しています。その団体については、建築士会に調査や修理を協力いただくことなどに関わって指定しています。伊賀市の場合、文化財も多く、地域や公益団体などいろいろな団体がありますので、この規則を定めておけば、申請をいただいたときに対応できます。あらかじめ規則を定めておいて、協力いただける団体があればお願いしたいと思っております。

教育長 すると、こちらから声をかけて申請してもらおうというようなことでしょうか。

文化財課長 申請という形になっていますが、一緒に文化財を守り活用していく中で、実際にはお声がけさせていただくことにもなるかと思います。

教育長 この規則は、協力いただけるように全国の自治体に勧めているというような流れですか。

文化財課長 少子化や人口減少などの影響で経済的にも大変な中で、地域の文化財を守ろうということでこのようなものを立ち上げようとしています。文化庁の方で標準的な案を作成し、それを参考として伊賀市に見合う形に直したものです。

委員 金銭的なものの発生はどのようになっているのですか。支援というだけでボランティアですか。

文化財課長 基本的にはこちらから報酬を支払うというようなものではありません。

委員 今までに支援団体というものはあるのですか。

文化財課長 ありません。平成 31 年の保護法の改正を受けて指定できることになったので、今制度としてできあがったものです。

委員 入札になるような修理案件に、「この団体として指定されているところ」という縛りにすることはあるのですか。

文化財課長 今のところそのような縛りは考えていません。入札の条件にするようなものではないです。

教育長 この指定をされたら、団体として協力をするということですね。

文化財課長 文化財保護法第 192 条第 3 項各号に掲げる業務でご協力いただけるというようなものです。調査などしていただいて、その中で報酬が発生する場合などは、これとは別途協議することであり、団体として指定されたから報酬を払うと、この規則をもって位置付けているものではありません。

委員 文化財は、個人が個々に管理しているものがあり、修繕などもその個人が負担をして維持しています。こういう団体があれば何かあったときにはお手伝いをしてくれるというものでもないのでしょうか。

文化財課長 指定する団体は、修理を行っている団体を指定するというものではなく、調査のお手伝いとか、相談にのってもらえることはできるかもしれませんが、修理をしてもらうなら材料費や日当が発生するので、仮に修理をする団体が指定されたとしても、ただでももらえるというものではない。

委員 修理をする調査などをしてくれるということですね。

教育長 協力いただくというものですね。

文化財課長 協力体制を強化するものと考えていただいた方がいいです。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。
議案第 36 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 36 号は、可決いたしました。

日程第 4 議案第 37 号 伊賀市新図書館基本計画の一部改定についてを
議題といたします。
本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 計画の一部改訂です。58-59 ページの図書館計画の付加事項というところ
で新しい機能が加わっています。

委員 59 ページの 9 の 4 と、9 の 5 は同じ題名ですが、間違っていないですか。

上野図書館長 申し訳ございません。9 の 5 は「DX の推進と更なる読書環境の向上に
ついて」というタイトルになるものです。間違っておりますので訂正させ
ていただきます。

教育長 具体的なところは、先日提案いただいた本館を設置して分館を
このように配置するというものですね。DX と移動図書館を加えるとい

うことですね。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。
議案第 37 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 37 号は、可決いたしました。

日程第 5 報告説明事項に移ります。

学校教育課長 事項①番 伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について

教育長 1 食あたり 20 円ということで議会の承認をいただいております。教
育委員会の決裁事項ではないので、報告とさせていただきます。

総合教育会議のときに府中小学校で食育の話をさせていただき給食を
食べていただきました。今後子どもたちの食育を含めて、このことにより
保障していくということになります。

文化財課長 事項②番 中部歴まち認定都市参加の「歴まちフォトコンテスト 2022」
について

教育長 事項③番 その他の項ですが、何かございませんか。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしま
した。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

連絡：次回・次々回教育委員会等の開催について

教育長

それでは、これをもちまして、第8回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

14時10分終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長